

## 役員報酬及び費用等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）の定款第26条の規定に基づき役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律「以下「認定法」という。」で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。国以外

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、日当、手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (執務の報酬)

第3条 役員が本会の会務のために執務したときは報酬を支給する。

2. 前項の執務とは、常務会・理事会・各種委員会・所員会等において、会務処理のために職務遂行を行った場合で、リモートによる出席を含むものとする。

3. 第1項の報酬額は日額2,000円とする。

4. 同一日に異なる会議及び執務が重なる場合においては、第3項の報酬額に2,000円を加算上限として支給する。

5. 無料相談及び監査執務に従事する役員の報酬額は、第3項報酬額に2,000円を加算して支給する。

6. 監事の報酬については、総会の決議により定められた報酬等を支給することができることとし、各監事の報酬等については、総会で定められた報酬等の範囲内において監事の協議により定める。

### (出張の報酬等)

第4条 役員が、本会の職務遂行のために県内又は県外に出張したときは報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は次の各号のとおりとする。

(1)役員の会務日 7,000円  
会務日以外 3,000円

(2)職員 役員の50%

3. 出張及び本会執務が同一日に重複した場合の報酬額は、会務日報酬額に2,000円を加算して支給する。

4. 県内出張のうち各市町村無料相談員の報酬については、第3条第5項の執務報酬を援用し支給する。

(支給の方法)

第5条 出張報酬は、出張の都度現金（税抜）で支給する。

2. 本会会議・執務報酬は、年払いとし年度最終会議、執務時に現金（税抜）で支給する。ただし、各市町村無料相談及び本会無料相談所は、執務の都度現金（税抜）で支給する。

(支給の特例)

第6条 本会役員が本会の代表となり公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会等関係団体（以下「全宅連等」という。）の役員として本会より直接派遣されている場合は、全宅連等派遣先より支給される報酬を受領するものとする。その場合、本会の報酬は支給しない。

(交通費)

第7条 役員には、職務に関して要した交通費を旅費規程により支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を受け、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、令和4年6月8日、第10回定時総会の承認を得て一部改正、令和4年5月9日、第1回理事会の日より施行する。